

重要事項説明書

(介護老人福祉施設サービス)

(令和8年4月1日現在)

介護福祉施設サービスの提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者名称	社会福祉法人 松風会
事業者の所在地	山口県柳井市余田3762番地の1
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 坂本達哉
電話番号	0820-23-6363

2. ご利用施設

施設の名称	特別養護老人ホーム 松風苑
施設の所在地	山口県柳井市余田3762番地の1
施設長名	坂本洋子
電話番号	0820-23-6363
FAX番号	0820-23-6365

3. ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	山口県知事の事業指定		利用定員	
	指定年月日	指定番号		
特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	高齢 第100-152	50人	
居宅	通所介護	平成12年4月1日	高齢 第100-63	35人
	短期入所生活介護	平成12年4月1日	高齢 第100-152	10人
居宅介護支援事業所	平成12年4月1日	高齢 第100-89		

4. 事業の目的と運営の方針

事業の目的

65歳以上で身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とするもの（いわゆる寝たきり老人等及び65歳未満であって、初老期認知症等特に必要と認められる者を含む）であって、居宅において適切な介護を受けることが困難な者を入所させ、日常生活上必要なサービスを提供することを目的とする。

運営の方針

- ① 当施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- ② 当施設は、入所者の意志及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って、サービスを提供するように努めるものとする。

5. 施設の概要

特別養護老人ホーム

敷地		10,894㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造屋根セメント瓦葺一部2階建
	延べ床面積	2,221.42㎡
	利用定員	50人

6. 居室

居室の種類	室数	面積	一人当たりの面積
1人部屋	10室	10.35㎡～11.32㎡	10.35㎡～11.32㎡
4人部屋	10室	33.06㎡	8.26㎡

(注) 設備基準は、居室一人当たり

7. 主な設備

設備の種類	内訳	設備の種類	内訳
食事	102.56㎡	面接室	1室
機能訓練室	90.00㎡	医務室・看護室	1室
一般浴室	1室	静養室	1室
特殊浴室	1室	便所	2箇所
洗面所	3箇所		

8. 職員体制

(介護、看護職員が入居者3人に対して最低1人以上配置)

従業者の職種	員数	常 勤		非 常 勤		常勤換算後の人数	専従の指定基準	保有資格
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1		1			1	1以上	施設長資格
生活相談員	2		2			1	1以上	
介護職員	25	19	2	4		21.88	18以上	介護福祉士等
看護職員	5	1	2	2		3.2	2以上	准看護師
機能訓練指導員	(1)		(1)			(1)		
介護支援専門員	1	1				1	1以上	介護支援専門員
医師	1				1			医師

栄養士	1	1				1	1以上	管理栄養士
-----	---	---	--	--	--	---	-----	-------

9. 提供するサービス内容

- ① 居室の提供
- ② 食事

朝食	7時00分	～	7時45分
昼食	12時00分	～	12時45分
夕食	17時00分	～	17時45分

出来るだけ離床して食堂でおとりいただくよう配慮します。
- ③ 入浴 週2回入浴又は清拭を行います。
寝たきり等で座位のとれない方は機械浴（特別浴）を行います。
- ④ 介護 施設サービス計画に沿って行います。
- ⑤ 機能訓練 入所者の状況に適合した機能訓練を行います。
- ⑥ 生活相談 常勤の生活相談員に、生活に関する相談ができます。
- ⑦ 健康管理 嘱託医師により週2回診察日を設けて健康管理に努めます。
- ⑧ その他 入所者及びその家族から、いかなる相談についても誠意をもって可能な限り援助を行うよう努めます。

10. 介護保険適用外サービス（いずれも無料です）

- ①レクリエーション行事

当施設では、レクリエーション行事として次の行事を用意しております。
端午の節句・七夕祭り・盆踊り大会・月見・敬老会・忘年会
クリスマス会・新年会・節分・ひな祭り・誕生会（毎月）
- ②クラブ活動 習字クラブ・生花クラブを用意しております。
- ③日常生活品の購入代行

衣服・靴・歯ブラシ等の日用品の購入代行をしております。
（実費はご負担いただきます）
- ④金銭管理サービス

銀行通帳・郵便局通帳・印鑑等の保管、支払い代行サービスを行います。

○医療について

当施設の医師による健康管理や療養指導は介護保険給付サービスに含まれておりますが、それ以外の医療につきましては他の医療機関による往診や入院、通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担をしていただくこととなります。

○協力病院について

【協力医療機関】	医療機関名 坂本病院 所在地 柳井市余田3626-2 電話番号 0820-23-6800
【協力歯科医療機関】	医療機関名 戸田歯科医院 所在地 柳井市神代4183-16 電話番号 0820-45-5555

11. 入所対象者の選定

(1) 入所判定対象者

- ①要介護3から要介護5までの要介護者
- ②居宅において日常生活を営むことが困難なことについて、やむを得ない事由があることによる要介護1又は2の方の特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が認められる場合。
- ③協力医療機関などに、長期入院等により退所扱いになった者が治療を終了し、退院が認められる場合。

(2) 特例入所の取り扱い

要介護1又は2の入所申込者の特例入所が認められる場合は、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者である市町との間で情報等の共有等を行うこととし、保険者市町と施設でやむを得ない事情があると認められる者。(詳細は施設にお尋ね下さい。)

12. 利用料金

①基準費用額 (多床室利用) (円/1日につき)

	※ 介護保険料			自己負担 (全額)	
	基本サービス費	日常生活継続支援加算 (I)	夜勤職員配置加算 (I)イ	居住費 (多床室)	食費
要介護 1	589	36	22	915	1,445
要介護 2	659	36	22	915	1,445
要介護 3	732	36	22	915	1,445
要介護 4	802	36	22	915	1,445
要介護 5	871	36	22	915	1,445

②基準費用額 (従来型個室利用) (円/1日につき)

	※ 介護保険料			自己負担 (全額)	
	基本サービス費	日常生活継続支援加算 (I)	夜勤職員配置加算 (I)イ	居住費 (従来型個室)	食費
要介護 1	589	36	22	1,231	1,445
要介護 2	659	36	22	1,231	1,445
要介護 3	732	36	22	1,231	1,445
要介護 4	802	36	22	1,231	1,445
要介護 5	871	36	22	1,231	1,445

※介護保険料は、負担割合証に記載されている割合を負担(1割~3割)いただきます。

③ その他の加算について

- 介護職員等処遇改善加算 (I) 介護保険サービスの月間利用額の14%/月
- 初期加算 1単位=10円
入所した日から起算して30日以内の期間について算定する。 30単位/日
- 安全体制対策加算 (入所時に1回) 20単位/回

- 口腔衛生管理加算（Ⅰ） 90単位/月
- 科学的介護推進体制加算（Ⅱ） 50単位/月
- 自立支援促進加算 280単位/月
- 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）（Ⅱ） 3～13単位/月
- 排せつ支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 10～20単位/月
- 栄養マネジメント強化加算 11単位/日
- 認知症行動・心理症状緊急対応加算
入所した日から起算して7日を限度。 200単位/日
- 若年性認知症入所者受入加算 120単位/日
- 協力医療機関連携加算（医療法人松風会 坂本病院との連携による） 50単位/月
- 退所時情報提供加算（退所時のみ） 250単位/回
- 退所時栄養情報連携加算（退所時のみ） 70単位/回
- 新興感染症等施設療養費（令和6年4月1日時点での対象感染症なし） 240単位/日
- 併設医療機関以外での入院や居宅に外泊する場合 246単位/日
（外泊初日、最終日以外、1月に6日を限度）
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月

*利用者負担限度額について

低所得者については、段階的に利用者負担上限額が設けられる。

利用者負担第1段階・・・生活保護受給者等

利用者負担第2段階・・・市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円以下の者

利用者負担第3段階①・・・市町村民税非課税世帯で年金収入等80万円超120万円以下の者

利用者負担第3段階②・・・市町村民税非課税世帯で年金収入等120万円超の者

負担上限額	（従来型個室）		（多床室）	
第1段階の者・・・	居住費 380円	食費 300円	居住費 0円	食費 300円
第2段階の者・・・	居住費 480円	食費 390円	居住費 430円	食費 390円
第3段階①の者・・・	居住費 880円	食費 650円	居住費 430円	食費 650円
第3段階②の者・・・	居住費 880円	食費1,360円	居住費 430円	食費1,360円

④その他の費用

○日常生活に必要な物品（ただし、紙おむつ、紙パンツ、パッド類は除きます）につきましては、実費をご負担願います。

○散髪は理容業者に委託しますので、ご希望時は職員へ申し出ください。

散髪料金（実費）

男性	1,500円
女性	1,000円

ヘアカラー 750円（染色剤は別途購入）月末まとめて請求します。

あなた様のご利用代金は

介護保険料	円 ※（負担割合証の割合です）
処遇改善加算	円
居住費	円 （ 個室 ・ 多床室 ）
食費	円

合計 円 です。(1日当たり)

ただし、食費、居住費について負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載している食費、居住費の負担額とします。

13. 支払方法

請求書を翌月10日から送付いたしますので、下記いずれかの方法で25日までにお支払い下さい。

- ・ 窓口に現金持参
- ・ 請求書記載の口座へ振込む
- ・ 口座引落（取引銀行規程の手数料は、お客様負担となります）

14. 緊急時における対応方法

利用者について、緊急事態が発生した場合には、主治医又は協力病院である坂本病院、戸田歯科医院への連絡を行う等の必要な処置を講ずるとともに、管理者、市町、家族、介護支援専門員に報告いたします。

15. 非常災害時の対策

非常時の対応

別途定める「特別養護老人ホーム松風苑消防計画」にのっとり対応いたします。

近隣との協力関係

自治会に非常時の応援をお願いしております。

平常時の訓練

年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施しております。

防災設備

スプリンクラー・自動火災報知器・誘導灯・屋内消火栓・非常通報装置・非常用電源
漏電火災報知器・消火器・カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しています。

防火計画

柳井消防署へ届けてあります。 防火責任者 林 雅彦

16. 当施設をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間を遵守し、必ずその都度記録帳に記入して下さい。
外出・外泊	外出・外泊の際は必ず、届けを出して下さい。
嘱託医以外の医療機関への受診	必要がある場合は、嘱託医以外のかかりつけ医師等の医療機関へ受診いたしますし、受診のお手伝いも致します。但し嘱託医師が受診の必要がないと判断した場合には、ご家族が対応されるか、送迎費用の実費を頂くことがあります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。過度の飲酒はできません。
迷惑行為	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、むやみに他の入所者の居室に立ち入らないようにして下さい。
所持品の管理	所持品の管理はできるだけご自分でして下さい。もし、不安がございましたら施設にて管理いたします。紛失のおそれがありますので氏名等は必ず記入しておいて下さい。

宗教活動・ 政治活動	施設内で他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
動物飼育	施設内へのペット持込及び飼育はお断りします。

17. 個人情報の利用目的

社会福祉法人 松風会では、個人情報保護法及び利用者の権利と尊厳を守り安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」の下、ここに利用者の個人情報の「利用目的」を公表します。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

(1). 施設内部での利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービス
- ②介護保険事務
- ③介護サービスの利用にかかる施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・介護事故、緊急時等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

(2). 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ①施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・その他の業務委託
 - ・利用者の診療等にあたり、外部の意思の意見、助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
- ②介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・審査支払い機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払い機関または保険者からの照会への回答
- ③損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

【上記以外の利用目的】

(1). 施設内部での利用に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち次のもの
 - ・介護サービスや業務の維持、改善の基礎資料
 - ・施設等において行われる学生等の実習への協力
 - ・施設において行われる事例研究等

(2). 他の事業者等への情報提供に係る利用目的

- ①施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

(3)

広報活動のため、撮影した皆様の写真・映像をSNSに使用させて頂きたく、同意を頂いております。同意が得られましたら、ホームページ・SNS（Facebook/LINE等）・社外報等、当施設のWEBサイトや広報等に掲載します。

なお、あらかじめ利用者本人の同意を得ないで、利用目的の必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱うことはいたしません。

18. 苦情等申し出窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、

当施設ご利用相談窓口（担当者 角田一将）までお気軽にご相談下さい。

又、ご意見箱での受付もいたしますので、ご利用下さい。

（ 電話 0820-23-6363 ）

その他苦情申し出窓口

柳井市健康福祉部高齢者支援課	柳井市南町1-10-2	電話	0820-22-2111	（代）
田布施町町民福祉課	田布施町下田布施3420	”	0820-52-5810	
平生町健康福祉課	平生町大字平生町210-1	”	0820-56-7115	
山口県国保連介護保険課	山口市朝田1980-7	”	083-995-1010	（代）